資料１－３

# 旭川市民生委員の定数を定める条例の一部改正について（案）

【現行の条例】

旭川市民生委員の定数を定める条例

平成 27 年 3 月 25 日
条例第 17 号

（趣旨）

第１条　この条例は，民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）第４条第１項の規定に基づき，民生委員の定数を定めるものとする。

（民生委員の定数）

第２条　民生委員の定数は，786 人とする。

附則

この条例は，平成 27 年４月１日から施行する。

附則

この条例は，平成 28 年 12 月１日から施行する。

附則

この条例は，平成 31 年 12 月１日から施行する。

附則

この条例は，令和４年 12 月１日から施行する。

第２条を次のとおり改正し，令和７年 12 月１日から施行する。

【改正案】

第２条　民生委員の定数は，783 人とする。